

第2期事業報告

当法人は、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）を母体として、平成22年8月4日に設立され、第2期を経過した。この間、支部活動が本格的になるにつれ、関係する官公署、報道機関、成年後見関係団体などに対して、広く専門職後見人としての行政書士の活用と、団体としての受け皿が備わったことについて広報することができた。

一方、引き続き日行連の各単位会に当法人に関する説明と協議を行い、その結果として、単位会と協定書を締結し、また単位会と、その地区で実績のある一般社団法人及び特定非営利活動法人などと、三者協定を締結した。その上で入会前研修を実施し、平成24年7月31日現在で、これまでに22の府県で支部が設立され、会員数は690名（第2期中 入会者300名、退会者50名）となった。第2期において支部が設立できた県数は、12となり、会員の輪は確実に広がっている。

当法人は、行政書士の成年後見制度の利用支援のための全国組織であるが、まだまだその知名度は高いとはいえない。各支部において、市町村の窓口や家庭裁判所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係する窓口へ訪問し、コスモスへの理解をしてもらうよう、地道な活動が続けられている。特に市町村窓口においては、行政書士としての強みを生かし、一定の理解が得られるよう活動を強化している。

広報委員会では本年4月を広報月間と定めて、市民講座や無料相談会の開催について、支部に対し助成を行った。また、総務・財務委員会では本年5月以降の支部の積極的活動に対する助成を行った。その結果として、一部の支部においては家庭裁判所から成年後見人等の推薦依頼の実績があったことや、マスコミに取り上げられるなどの評価を得られたことは大きな成果といえる。

本年度の主要な事業、成果、課題は次の通り。

- 1 会員より入会時に報告のあった成年後見人等受任件数は、平成24年7月1日現在280件。昨年と同時期より172件の増加となった。
- 2 第1回定時社員総会を平成23年9月26日に開催し、業務管理委員の選任、綱紀委員の選任、理事の選任などを行い、管理体制を強化し、第2期をスタートさせた。
- 3 支部長会は平成23年9月26日に総会と同日に開催して、支部運営マニュアル、支部管理規則等の資料を確認し、支部の円滑な運営の進め方を確認した。その他、2月から4月にかけて、日行連の地方協議会のエリアと同じ区域の支部長及び関係役員を招集し地域ごとに開催した。この支部長会は、支部以外に当法人と協定書を締結した単位会（または協定書締結団体）の代表にも出席をいただき、上記運営資料のほかに入会手続き、経理処理の流れ、更新研修、広報ツールなどの紹介を行った。支部が抱える問題点の検討も行われたが、時間の制限があり十分とはいえなかった。

東北地方（3月仙台市／宮城、秋田、山形、岩手）

関東地方（4月さいたま市／埼玉、山梨、栃木、茨城、新潟、群馬、千葉、静岡）

中部地方（3月名古屋市／愛知、三重、富山）

近畿地方（4月大阪市／大阪、滋賀、兵庫、奈良、和歌山）

中国地方（2月山口市／山口、広島）

四国地方（3月徳島市／徳島、愛媛、高知、香川）

九州地方（4月長崎市／長崎、大分、鹿児島）

- 4 最高裁判所事務総局家庭局に対し、当法人設立後の状況や支部の活動、当法人の業務管理についての説明を行った。また、成年後見の統計に行政書士を表示することについて要望した。(平成23年の集計より行政書士の受任件数が表示された。)
- 5 平成24年4月をコスモスの広報月間として、交付金を助成した結果、各支部において積極的に広報活動行われ、成年後見に係る無料相談会、市民講座が開催された。広報月間に合わせて、パンフレットの増刷や、広報グッズ、ポスターを作成して各支部へ配布した。
- 6 各支部の活動の活性化を図るため、4月の広報月間に引き続き5月から7月までの期間に支部の活動状況に比例して上乘せする基準を作成し、各支部からの活性化事業計画に基づき、助成金を支出した。その結果、通常の支部交付金のほかに約445万円を支出した。
- 7 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、業務執行理事による調整会議を開催することにより、本部及び各委員会で取り組んでいる課題の方向性や進捗状況について報告、連絡、調整を行った。
- 8 3回の通常理事会に加え、遅滞なく業務を実施するために毎月書面決議を行った。

[総務・財務委員会]

1. 委員会の開催

- 第1回 平成23年 8月30日
- 第2回 平成23年12月 2日
- 第3回 平成24年 2月29日
- 第4回 平成24年 4月11日
- 第5回 平成24年 5月17日
- 第6回 平成24年 7月18日

2. 総務関連事項

- (1) 電子決済による理事会への起案、結果の取りまとめ業務を行った。
- (2) 会員の入会申込みに関わる諸手続きの処理・審査業務を行った。
- (3) 諸規則の整備及び定款、諸規則の見直しを行った。
- (4) 支部運営に関わる相談業務を行った。
- (5) 会員管理システムの調査を行った。
- (6) その他

3. 財務関連事項

- (1) 経理処理の承認業務を行った。
- (2) 支部会計に関わる相談業務を行った。
- (3) 第2期決算の取りまとめ及び第3期事業予算案を編成した。
- (4) その他

[研修・相談委員会]

1. 委員会の開催

- 第1回 平成23年11月11日
- 第2回 平成24年 3月23日
- 第3回 平成24年 6月 7日

2. 更新研修について

- (1) 第2期の更新研修実施のための、支部提示用の要綱を作成した。
- (2) 更新研修運営支援金について決定した。なお、支部研修への流用も可とした。
- (3) 更新研修の講師につき、各支部より事例発表が可能な人材の推薦を受けた。
- 3. 支部主催研修支援
 - 研修費用の補助を実施した。
- 4. 相談体制の構築
 - (1) 協定書締結団体の神奈川成年後見サポートセンターが実施している、電話相談窓口を活用することとし、覚書の締結及び専用電話回線の設置を行った。
平成24年7月1日より開始している。
 - (2) 相談マニュアルの作成について、今後検討することとなった。
- 5. 講師養成研修の開催についての検討
 - 各支部での市民向け講座や会員向け研修の講師を養成するための研修を開催するための検討を行い、以下の内容を決定した。
 - ① 修時間数を、3日間で18時間とした。
1日目 14時～18時／2日目 9時～18時／3日目 9時～17時
 - ②最終日に1時間の試験を実施する。
 - ③2日目終了後、懇親会を開催する。
 - ④開催地を、さいたま市、名古屋市、山口市とし、当該地を管轄する支部に対し、会場確保と日程調整を依頼した。
その結果、10月13日～15日山口市会場、11月12日～14日さいたま市(大宮)会場、12月5日～7日名古屋市会場となった。
 - ⑤参加費を1名3万円とした。
 - ⑥参加者の宿泊費及び交通費を、当センターが負担することとした。
 - ⑦各会場の定員を30名、合計90名を定員とした。
 - ⑧会場経費は10万円とし、会場地支部に交付する。
 - ⑨各会場の運営は、会場地支部が行う。
- 6. 研修規則の改正について
 - (1) 入会前研修受講にも関わらず入会しない者の、当該研修の有効期限について、研修規則に明記した。
 - (2) 更新研修カリキュラムについて検証を行い、研修に関する規則別表2を、以下の通り改訂した。

別表2

科目名	時間数	内容
法定後見事例研究	8～10 時間	実践事例について、講義形式、ゼミ形式等の方法を通じて学び、後見人としての能力向上を目指す。
任意後見事例研究		
相談を受ける際の心構え		
業務管理報告書の作成について		
地域での活動について		

[広報委員会]

1. 委員会の開催

第1回 平成23年8月5日

第2回 平成23年10月7日

第3回 平成23年11月16日

第4回 平成24年1月13日

第5回 平成24年4月20日

第6回 平成24年6月8日

2. 会報誌の発行

会報『コスモス通信』を10月に創刊号、1月に第2号、7月に第3号を発行した。

3. ホームページの管理

本部・支部の事業（支部の設立、公開講座、無料相談会）を適宜、すみやかにホームページに反映できるような改変案を検討した。

4. パンフレットの作成

見開きパンフレットを27,000部、A4（8ページ）パンフレットを30,000部、A4三つ折パンフレットを65,000部作成し、各支部に配布した。

日行連公式キャラクター「ユキマサくん」を使用したポスター（A3、A2サイズ）を13,000枚作成し、各支部に配布した。

5. 広報月間の開催

平成24年4月をコスモス広報月間とし、各支部で公開講座、相談会の開催を行った。広報月間にあわせ以下の広報物を作成、各支部に配布した。

① のぼり旗

② スタッフジャンパー

③ コスモスの種

[業務管理委員会]

1. 委員会の開催

第1回 平成23年12月2日 / 第2回 平成24年1月24日

第3回 平成24年2月28日 / 第4回 平成24年4月6日

第5回 平成24年5月7日 / 第6回 平成24年6月14日

第7回 平成24年7月10日

2. 業務報告書の確認

平成23年12月2日、第1回業務管理委員会において委員長、副委員長を互選し、以降毎月会員より提出された報告書の内容確認作業を行うとともに、支部長会や支部研修の場に赴いて、具体的な報告方法についての説明を行った。また、会員がより利用しやすい報告書にするため、報告書式の改良を重ねている。

規則では、受任後3ヶ月ごとの報告となっており、当初は報告基準日が明確ではなかった。各々が受任後3ヶ月毎に報告書を提出すると確認業務が複雑化し、確認業務の停滞を招くため、1月、4月、7月、10月の1日を基準日と決め、基準日以後2ヶ月以内での報告書の提出をお願いしている。

平成24年7月1日現在、コスモスに受任が報告されている件数は280件、そのうち、定期報告書が提出されているものは248件（内法定後見146件、任意後見102件）、報告率は約89%である。